資料３

今後の住民記録システム標準仕様書の修正点（案）

令和４年３月

目次

１．住民記録システムにおける除票の取り扱い方針の整理

２．オンライン化に係る仕様書策定に伴う住民記録システム標準仕様書修正

３．住民記録システム標準仕様書修正内容

1．住民記録システムにおける除票の取り扱い方針の整理

■　住民記録システム標準仕様書第2.0版策定時に論点となった、除票の取り扱い方針について整理を実施します。

除票に関する論点　及び　それに対する方針

論点	論点詳細	方針
除票DBの標準形式に合わせられない除票について、どのような許容条件を設定するか。	法改正により、除票の保存期間が150年となった。 基本的には除票の標準レイアウトに合わせて管理するが、過去の除票で標準レイアウトに合致していないものについては、期限等で区切って標準レイアウトに合わせる除票の整理をする必要がある。	**デジタル手続法施行時から５年より前の除票については標準レイアウトに合わせ、 それよりも前の除票については標準レイアウトに合わせないことも許容することとする。** ※異動履歴の記載内容についてはすべて統合記載欄B類型に分類する取り扱いを許容する。 デジタル手続法施行時から５年より前の除票データの管理方法は不問。
除票からの異動の取消し※1の仕様についてどのように設定するか。	除票は150年間保存するが故にベンダ移行は必ず発生することから、データレイアウトを厳密に定めてきた。 一方住民記録DBについてはデータレイアウト等を定めていないことから、異動の取消しですべての項目を回復することは難しい。 ただし、除票については法制度上“住民票から抜かれた状態”といった規定しかない。したがって、除票の写しを取る場合は住民票に記載されていた内容の写しが取れなければならないと考えられるが、解釈についても併せて検討しつつ、異動の取消しでどのように回復させるか、いつまですべての項目を回復させるかについて検討する。	**除票DBの情報のみで住民記録DBへ異動の取消しをし、 住民記録DBにおいて不足情報については職権修正で追加する形式とする。**

※1　いわゆる回復を指す。除票からの異動の取消しを行う場合には、「異動の取消し（増）」の異動事由にて対応することを想定。

2．オンライン化に係る仕様書策定に伴う住民記録システム標準仕様書修正（1/3）

凡例
青字下線：追加
赤字取消線：削除

■ オンライン化に係る仕様書※2策定に伴い、住民記録システム標準仕様書においても追記および修正を実施します。

オンライン化に係る仕様書内容　および　それに伴う住民記録システム標準仕様書修正内容

修正ポイント	オンライン仕様書記載内容	住民記録システム標準仕様書修正内容
シリアル番号を申請管理システムに連携すること。	シリアル番号は、住基ネットCSを介して、地方公共団体情報システム機構のカード管理システムから取得することができる。既存住基システムについて、住基ネットCSからシリアル番号を取り込み、シリアル番号を既存住基システム等が住民に付番した庁内利用目的の番号（以下「宛名番号 」）へ変換し、申請管理システムへ連携する機能を実装すること。	• 凡例 自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書…オンライン化に係る標準仕様書 • 7.1.2.4 電子証明書のシリアル番号取得【考え方・理由】 本機能により、住民の電子証明書情報を住民記録システムにおいて管理することが可能となる。これは、個人番号カードによる証明書等の交付や電子申請を受け付ける際の申請者の特定の基礎となり、また、オンライン化に係る標準仕様書に基づき、申請管理システムへの連携のため必要となるものである。 なお、署名用電子証明書のシリアルは各自治体のCSには連携されており、統合端末から確認が可能であることから、今後、CSから住民記録システムへ情報を連携する改修を行うことで対応していく。
シリアル番号と住民票コードの対応情報から、宛名番号と紐づけて申請管理システムに連携できること。	• 既存住基システムは、住基ネットCSの証明書情報連携機能と連携して必要に応じて、適宜、シリアル番号と住民票コードの対応情報を取得すること（詳細は住基ネット「既存住基システム改造仕様書」を参照のこと。）。取得した対応情報は、既存住基システムが保持する住民票コード管理テーブルを参照して住民票コードを宛名番号に変換し、**シリアル番号と宛名番号の紐付情報を管理すること。** • 既存住基システムは、申請管理システムで保持する番号紐付情報を最新の情報に更新するため、必要に応じて、適宜、**番号紐付情報の差分データを出力すること。**申請管理システムは差分データを取り込み、自システムが保持する紐付情報を更新する。	7.1.2.5 申請管理システム連携 【実装すべき機能】 住基ネットより取得した利用者証明用電子証明書のシリアル番号と住民票コードの対応情報に基づき、1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）の宛名番号と紐づけることができること。 利用者証明用電子証明書のシリアル番号及び当該シリアル番号と紐付いた宛名番号については、異動差分の形式で申請管理システムに対し、連携（提供）できること。

※2 オンライン化に係る標準仕様書・・・自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書

2．オンライン化に係る仕様書策定に伴う住民記録システム標準仕様書修正（2/3）

凡例
青字下線：追加
赤字取消線：削除

■ オンライン化に係る仕様書策定に伴い、住民記録システム標準仕様書においても追記および修正を実施します。

オンライン化に係る仕様書内容　および　それに伴う住民記録システム標準仕様書修正内容

修正ポイント	オンライン仕様書記載内容	住民記録システム標準仕様書修正内容
申請管理システムから受領した申請データについて、整合性確認等を実施し取り込むこと。	• 申請管理システムから、連携対象となる申請データを一括で取得すること。 • 取得した申請データに対して、基幹システムや他システムが保有する情報とデータ突合を行い、データの整合性確認及びデータベース更新処理を行う機能を実装する。 • 整合性確認でエラーの無い申請データは、基幹システムのデータベースを更新して更新結果リストを出力すること。何らか問題のある申請データが存在する場合は更新処理をスキップし、エラーリストを出力すること。	4.1.3.0.4　特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正） 【実装すべき機能】 特例転入を利用した転出に対応していること。 マイナポータル等 により申請された転出届の情報を、特定通信により、（略）申請管理システム（略）~~経由で~~から取得し住民記録システムへ取り込むことができること。 職員の手を介することなく自動で、複数件の転出届情報を一括で取り込むことができること。 その際、自動で処理されない文字化け、オーバーフロー等の対応を職員が確認し、修正できること。 また、取り込んだ転出届の情報のうち氏名、性別、生年月日、住所は住民記録システム内の情報と突合できることとし、転出先住所に関しては存在しない市区町村となっていないか、転出予定年月日に関しては存在しない日付又は矛盾した日付 となっていないか等のエラーチェックができること。エラーチェックの結果に基づき、転出届情報取込エラー一覧表を作成し、必要に応じて出力できること。取り込んだ転出届の情報について、エラーチェックの結果に応じて修正の上管理できること。 修正の際には転出届修正~~異動~~履歴を残した状態で管理できること。修正後の最新の転出届の情報を基に転出の処理が行えること。 **（※）エラーチェックや審査・決裁の結果を申請管理システムに連携できること。また、併せて受付不可や保留とした際の理由や、適宜職員が修正を加えた内容について記載できる自由記載項目についても、申請管理システムに連携できること。** ~~この場合、~~転出証明書の自動発行を行わず、転出証明書情報について、CSへ自動送信できること。ただし、必要に応じて転出証明書を任意出力できること。任意出力する転出証明書には、「特例による転出処理済」と印字できること。

■その他修正ポイント（1/3）
この時点における履歴管理は異動履歴とは異なるため、「転出届修正履歴」とする。

（※）黄色マーカー箇所の機能については、下記条件が整ってから、当該機能の追加を検討する。
- 総務省において検討している「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定により、マイナンバー利用事務系から外部接続先（ぴったりサービス）へのデータのアップロードが実現すること
- デジタル庁によって整備されるマイナポータルにおいて、ステータス表示や受付不可理由や修正点等を確実に住民に連携できる仕組みが整っていること
（論点）職員が情報を修正した（住所番地1-2-3表記を1丁目2番3号に修正等）場合に、確実に住民に示す方法をどのように構築するか　等

2．オンライン化に係る仕様書策定に伴う住民記録システム標準仕様書修正（3/3）

凡例
青字下線：追加
赤字取消線：削除

■ オンライン化に係る仕様書策定に伴い、住民記録システム標準仕様書においても追記および修正を実施します。

オンライン化に係る仕様書内容　および　それに伴う住民記録システム標準仕様書修正内容

修正ポイント	オンライン仕様書記載内容	住民記録システム標準仕様書修正内容
申請管理システムから受領した申請データについて、整合性確認等を実施し取り込むこと。	■その他修正ポイント（2/3） 住民への通知方法は現在デジタル庁で整理されているが、転出届取込結果通知書（紙）での通知は行わない方針のため機能を設けない。 －（前頁続き） ■その他修正ポイント（3/3） 転出届のインターフェース仕様については整理中であることを明記する。	4.1.3.0.4　特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正） 【実装してもしなくても良い機能】 申請管理システムから取得した転出届の情報を取り込んだ結果を示す更新結果リストを作成・出力できること。 【考え方・理由】 （中略） デジタル社会形成整備法により~~住民基本台帳~~法が改正され、個人番号カード所持者が、マイナポータル等からオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報（氏名、生年月日、個人番号、転出先、転出の予定年月日など）により準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図ることとされた。 オンライン化に係る標準仕様書に基づき、申請管理システムから住民記録システムへ転出届情報を取り込んだ際も、必ず審査・決裁を実施すること。 なお、転出届に関するマイナポータルにおける具体的なインターフェース仕様等については現在デジタル庁にて検討されている。内容が決定され次第、本仕様書においても必要な見直しを行う。

3．住民記録システム標準仕様書修正内容（1/16）

凡例
青字下線：追加
赤字取消線：削除

■ 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
1	**業務フロー・ツリー図の別冊化**	第３章の業務フロー、ツリー図について別冊として掲載
2	**管理データ項目の追加・変更** • 印鑑登録システムに連携する成年被後見人の審判確定日の管理が必要である。 • 改製で記載された年月日、改製で消除となった年月日及び再製で記載された年月日については、他システム連携の際に通常の記載又は消除であるとの誤解を生まないよう、処理日とは別に管理する必要がある。 • 氏名（カタカナ）は氏名のカタカナ表記に名称を変更し、住民票のその他の項目とする。	**1.1.1　日本人住民データの管理** **1.1.2　外国人住民データの管理** 【住民票のその他の項目】 （中略） ・成年被後見人の該当有無 ・成年被後見人の審判確定日 ・処理日（4.0.3参照） ・改製記載年月日（改製記載の場合） ・再製記載年月日（再製記載の場合） （中略） 【住民票の除票固有のその他の項目】 （中略） ・改製消除年月日（改製消除の場合） （後略） **1.1.2　外国人住民データの管理** 【住民票記載事項に当たる項目】 （中略） ~~・氏名（カタカナ）~~ （中略） 【住民票のその他の項目】 （中略） ・氏名のカタカナ表記 （後略）

3．住民記録システム標準仕様書修正内容（2/16）

凡例
青字下線：追加
赤字取消線：削除

■ 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
3	**除票における誤記修正記載必須化** • 除票の記載事項及び統合記載欄に誤記がある場合、統合記載欄C類型に誤記である旨及び正しい記載等を入力することを必須とする。 • 誤記修正した正しい記載について検索ができることを追加する。 • 誤記修正が行われていることについて請求者に説明するためのアラートを追加する。	**1.1.5　除票** 【実装すべき機能】 （前略） 法第15条の３で規定する除票の記載事項及び統合記載欄に誤記があることが判明した場合、留意事項（1.1.14のC類型）に誤記である旨及び正しい記載等を入力す~~でき~~ること。 （後略） **1.1.14 統合記載欄** 【考え方・理由】 （前略） （証明書における統合記載欄は、特別の請求又は必要である旨の申出を受けて記載できることとする。） ただし、C類型のうち、「除票の記載事項及び統合記載欄に誤記等があることが判明した年月日・理由、誤記等の箇所及び正しい記載」について写しを交付する際に記載しない場合、第三者が写しの交付を受けた際に悪用等のリスクも想定されるため、当該内容については必ず統合記載欄に記載すること。なお、特別の請求又は必要である旨の申出に基づき表示する項目に関する誤記である旨等については、デフォルトでは省略とし、市区町村長の判断で当該項目自体を表示して交付する場合にのみ記載すること。 **2.1.3　基本検索** 【実装すべき機能】 氏名（漢字・アルファベットを含む。）・（中略）から検索できること。また、除票となった者の統合記載欄に含まれる、誤記があることが判明した場合の記録のうち、正しい記載である氏名・氏名のフリガナ・生年月日について検索できること。

3．住民記録システム標準仕様書修正内容（3/16）

凡例
青字下線：追加
赤字取消線：削除

■ 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
3	（続き） **除票における誤記修正記載必須化**	**11.1　エラー・アラート項目** ○ アラート項目一覧 新規追加 / 誤記修正を行った住民票の除票の写しの発行処理を行う場合 / この住民票の除票は、誤記修正に関する記録が統合記載欄に記載されています。必要に応じて、請求者にこの旨を説明してください。 / 1.1.14、5.1 【考え方・理由】 新規追加 / 他の異動と異なり、誤記修正については、請求者が変更が生じていることに気づかない可能性があり、請求者に説明をする必要があるため、アラート機能を実装した。 **20.0.5 備考の記載** 【実装すべき機能】 （前略）備考を記載するかどうかを備考の段落ごとに選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。ただし、除票となった者の記載事項及び統合記載欄に誤記があることが判明した場合の誤記である旨及び正しい記載等については必ず記載すること。特別の請求又は必要である旨の申出に基づき表示する項目に関する誤記である旨等については、デフォルトでは省略とし、市区町村長の判断で当該項目自体を表示して交付する場合にのみ記載すること。 【考え方・理由】 （前略）（住民票の写し等の証明書には、特別の請求又は必要である旨の申出を受けて、統合記載欄に記載できることとする。） ただし、「除票の記載事項及び統合記載欄に誤記等があることが判明した年月日・理由、誤記等の箇所及び正しい記載」について写しを交付する際に記載しない場合、第三者が写しの交付を受けた際に悪用等のリスクも想定されるため、統合記載欄に必ず記載することとした。特別の請求又は必要である旨の申出に基づき表示する項目に関する誤記である旨等については、デフォルトでは省略とし、市区町村長の判断で当該項目自体を記載する場合にのみ記載することとすること（1.1.14参照）。

3．住民記録システム標準仕様書修正内容（4/16）

凡例
青字下線：追加
赤字取消線：削除

■ 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
4	**必要である旨の申出の追加** • 特別の請求以外にも、第三者等による必要である旨の申出があった場合も異動履歴等を表示することができるため、表現を適正化する。	**1.1.14 統合記載欄** 【考え方・理由】 （前略） 住民票の写し等の証明書には、特別の請求又は必要である旨の申出があった場合、A類型については20.0.3（異動履歴の記載）に規定するように項目ごとに欄を細分化せず、統合記載欄に記載することとし、B類型については関係する異動履歴のうち直接対応する異動項目と併せて記載することとする。 （中略） 証明書における統合記載欄は、本人等及び国又は地方公共団体の機関による特別の請求又は第三者及び特定事務受任者による必要である旨の申出を受けていずれもプライバシー保護の観点等から市区町村長の判断により記載するかしないかを選択し、記載を選択した場合、~~統合記載欄に~~記載できることとする。 **1.2.1　異動履歴の管理** 【考え方・理由】 異動履歴については、特別の請求又は必要である旨の申出を受けて~~があった場合~~、住民票の写し等に記載されるが、（後略） **5.1　　証明書記載事項** 【実装すべき機能】 （前略）省略の指定（世帯主・続柄、本籍・筆頭者、住民票コード、個人番号）ができ、デフォルトは特別の請求又は必要である旨の申出がある場合を除き省略又は記載の選択ができること。 **20.0.5 備考の記載** 【考え方・理由】 （前略）住民票の写し等の証明書には、特別の請求又は必要である旨の申出~~があった場合を~~受けて、プライバシー保護の観点等から市区町村長の判断により記載するかしないかを選択し、記載を選択した場合、統合記載欄に記載できることとする。

3．住民記録システム標準仕様書修正内容（5/16）

凡例
青字下線：追加
赤字取消線：削除

■ 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
5	**改製の考え方の追加** • 履歴を引き継ぐ改製についても可能であることを明記する。	**1.1.4　改製** 【考え方・理由】 （前略）また、「市町村長は、住民票を改製する場合には、当該住民票の消除前又は修正前の記載の移記を省略することができる」（令第13条の２）とされていることから、改製する場合においても最新の履歴以外を移行することは許容されている。（後略）
6	**不詳日許容項目の追加** • 改製記載年月日等も不詳日が考えられるため項目を追加する。	**1.1.8　年月日の管理** 【実装すべき機能】 年月日は、暦上日に限り、許容すること。ただし、1.1.1（日本人住民データの管理）、1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目のうち生年月日、住民となった年月日、住所を定めた年月日、改製記載年月日、改製消除年月日、再製記載年月日及び外国人住民となった年月日並びに1.2.2（異動事由）に規定する項目のうち出生、死亡又は失踪に係る異動日については、暦上日以外の年月日（例：うるう年でない年における２月29日）も許容するとともに、以下に規定する不詳日を許容すること。（後略） 【考え方・理由】 （前略） 改製記載年月日、改製消除年月日及び再製記載年月日について原則不詳日は認められないが、古くから記録されている住民票において不詳となっている場合が考えられるため、不詳日の設定を許容することとした。 （後略）
7	**統合記載欄C類型の記載追加** • 事実上の世帯主の氏名は、その他システムへの連携の際に項目を他のC類型項目と分けて送付する必要がある。	**1.1.14 統合記載欄** 【考え方・理由】 ○ C類型として記載する備考の例 事実上の世帯主の氏名 ／ 実際に世帯主に相当する者が~~住民基本台帳~~法の適用から除外されている外国人であ~~って~~る~~場合で~~、その者の氏名が確認できている場合 ※他のC類型項目とは別に、独自で項目を管理すること。 ／ 事実上の世帯主の氏名　ZHANG YULIN

3．住民記録システム標準仕様書修正内容（6/16）

凡例
青字下線：追加
赤字取消線：削除

■ 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
8	**統合記載欄B類型記載例における婚姻届等の表記変更** • 住民票に記載される戸籍の届出については、「婚姻届」・「離婚届」等の内容まで記載する必要はなく、「戸籍届出」によるものということがわかればよいため、修正する。 • 転居の場合は変更前の氏を既に認識しており、留意事項として記載する必要性がないため、削除する。	**1.1.14 統合記載欄** ○ B類型として記載する留意事項の例 記載内容 / 事象 / 記載例 従~~婚姻~~前の氏 / ・転入届と戸籍~~婚姻~~届出が同時にあった場合 ・既に戸籍~~婚姻~~届出を出している者から転入届があった場合 ・戸籍~~婚姻~~届出受理証明書又は戸籍謄本を添付した転入届があった場合 / 転入届と同日に戸籍~~婚姻~~届出を提出 従~~婚姻~~前の氏　鈴木 ~~・転居届と同日に婚姻届があった旨~~ ~~・婚姻前の氏~~ ~~・旧戸籍の表示~~ / ~~転居届と婚姻届が同時にあった場合~~ / ~~転居届と同日に婚姻届を提出~~ ~~婚姻前の氏　鈴木~~ 旧本籍 / 転入届と同時に戸籍~~婚姻~~届出があった場合 / 旧本籍　東京都千代田区霞が関2-1-2
9	**支援対象者データベースにおける項目追加** • 前住所地市区町村においてもその他文言を登録する可能性があるため、追加する。	**1.1.16 支援対象者管理** <データベース上の項目> ②前住所地市区町村等の場合 （中略） ・その他（任意の文言を登録できること。）

3．住民記録システム標準仕様書修正内容（7/16）

凡例
青字下線：追加
赤字取消線：削除

■ 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
10	**氏名の読み仮名に関する検討状況の追記** • 法務省にて検討されている戸籍情報システムにおける氏名の読み仮名の検討に伴い、必要に応じて追記修正がある可能性について記載する。	**1.1.18 フリガナ** 【考え方・理由】 （前略）現在、法務省において、戸籍における「氏名の読み仮名」の法制化について検討が進められている。その検討を踏まえ、法における「氏名の読み仮名」の取扱いを決めていくこととなるので、フリガナに係る本仕様書の記載については、関係法令が制定される際に修正を行う予定である。 **5.3　フリガナ** 【考え方・理由】 （前略）また、現在、法務省において、戸籍における「氏名の読み仮名」の法制化について検討が進められている。その検討を踏まえ、法における「氏名の読み仮名」の取扱いを決めていくこととなるので、フリガナに係る本仕様書の記載については、関係法令が制定される際に修正を行う予定である。
11	**氏名優先区分が実装されていない場合の対応追記** • 【実装してもしなくても良い機能】である氏名優先区分が実装されていない場合デフォルトでは通称を記載する旨を追記する。	**1.1.19 氏名優先区分** 【考え方・理由】 （前略） 当該機能を実装しない場合、デフォルトでは通称が記載されることとする。

3．住民記録システム標準仕様書修正内容（8/16）

凡例
青字下線：追加
赤字取消線：削除

■ 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
12	**公印管理の指定都市の考え方追記** • 印鑑や戸籍附票システムの仕様書に合わせ、公印管理について指定都市の考え方を追記する。	**1.3.7　公印管理** 【考え方・理由】 中核市市長会ひな形を踏襲 また、指定都市の場合は他区長及びその職務代理者の公印を管理できることも含む。
13	**検索方法の追加** • 氏名の一部を「＊」とする検索について要望を受けて追加する。	**2.1.2　検索文字入力** 【実装すべき機能】 フリガナを登録している場合は、カタカナで入力及び検索できること。 以下のあいまい検索ができること。 （中略） ・氏名（漢字）等で一部の文字を「＊」で代替した検索ができること。 （後略）

3．住民記録システム標準仕様書修正内容（9/16）

凡例
青字下線：追加
赤字取消線：削除

■ 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
14	**再転入者アラートの追記・再転入者の取り扱いの変更** • 氏名や性別等の組み合わせのいずれかが一致する者についてアラートを発出する機能の利用については、自治体の判断とする。 • 再転入者について異動の取消し（減）で対応する場合、個人番号カードの失効等影響が大きいことから、住民記録システムにおいては新規転入のままとすることを許容する。 ※庁内他システムにおいて別の宛名番号の者が同一人物であることの紐付が必要な場合は、当該システム内で紐付がなされるものと承知	**4.1.1.2　再転入者** 【考え方・理由】 （前略） また、氏名・名（又は名のフリガナ）・性別・生年月日のいずれか又はすべての組み合わせが一致する者については、アラートを表示し、再転入者に該当するかの確認を行う。３情報のすべてが一致する者についてアラートを表示するという意見もあったが、婚姻等の理由で氏が変更する者も一定数想定されることから名（又は名のフリガナ）についても対象とした。当該機能は複数の条件のいずれかの組み合わせについて対応できることを指しており、機能をどう利用するかについては自治体の判断とする。 （中略） なお、新規転入扱いをして新たな宛名番号にて登録してしまった後、再転入が発覚した場合については、異動取消しで消除する等の対応による個人番号カードの失効を避けるため、本システムにおいては新規転入扱いのまま維持することを許容する。~~異動の取消し（消除）（4.6参照）により対応する。~~ （後略）
15	**未届転入の履歴における記載変更** • 機能の適正化を図るため記載を修正する。	**4.1.1.4　未届転入** 【実装すべき機能】 未届転入の場合、転入前住所欄には未届の住所のうち直近のものを記載し、その末尾に（未届）と記載するとともに、統合記載欄には、留意事項として未届転入である旨~~と直近を除く転入前住所（未届）~~を記載すること。（1.1.14（統合記載欄）参照）

3．住民記録システム標準仕様書修正内容（10/16）

凡例
青字下線：追加
赤字取消線：削除

■ 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
16	**一般市区町村における戸籍照合通知の取り扱いの変更** • 転入通知と同様、一般市区町村においては実装してもしなくても良い機能とする。	**4.2.0.6 CSから受信した戸籍照合通知の取込** CSから戸籍照合通知（法第１９条第２項）を受信した場合、職員の手を介することなく自動で通知を取り込むことができること。その際、通知の内容や自動で処理されない文字化け、オーバーフロー等の対応を職員が確認し、修正できること。 （中略） 本機能は一般市区町村においては実装してもしなくても良い。その際、通知内容を手動で入力することができること。
17	**住民票コード照会通知の件数に関する記載の削除** • 戸籍情報システム等からの住民票コード照会通知は残ることから、記載を削除する。	**4.2.0.7 CSから受信した住民票コード照会通知の取込** 【考え方・理由】 （中略） なお、~~デジタル手続法の施行に伴い、出生、帰化、国籍取得、住民票コード変更時も戸籍附票記載事項通知に住民票コードを設定し、CSを介して本籍地に連携することとなる。そのため、連携タイミングによるタイムラグはあるものの、本籍地に該当住民の住民票コードは必ず連携されることとなるため、住民票コード照会通知を使用する機会は非常に少ない。加えて、~~4情報で一致しない時点で住所地と本籍地とで電話等による調整が必要となるため、手動によるCSへの戸籍附票記載事項通知送信機能は不要とした。 （後略）
18	**市町村通知のタイトル名称変更** • 記載の機能は出入国在留管理庁への市町村通知等全般に関する内容となっていることから趣旨を明確化する。	**4.5.7　市町村通知・市町村伝達の送信~~入管法の住居地届出~~**

3．住民記録システム標準仕様書修正内容（11/16）

凡例
青字下線：追加
赤字取消線：削除

■ 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
19	**異動の取消しの仕様追記** • 異動の取消し後、修正又は追記が必要になる場合があることを考慮した内容に修正する。 • 他システムへの連携等も考慮し、複数人の届出の場合はすべての対象者の異動を取消し、異動取消し対象者以外について再度異動処理を行うこととする。	**4.6.0.1　異動の取消し** 【実装すべき機能】 （前略） 異動の取消し機能は、最新履歴を削除する機能ではなく、履歴を上積みして、元の状態に復元できる機能とすること。復元した後、続柄等のを修正やデータを追加する必要がある場合にあっては、職権修正により対応する。 【考え方・理由】 （前略）なお、取消しは異動の届出単位とし、複数人の届出による異動があった際にはそのうちの一部のみ取り消すことは原則許容しない。 （後略）
20	**発行番号の考え方追記** • 発行番号は日ごと、発行場所ごと、証明書ごととする旨を追記する。	**5.5　発行番号** 【考え方・理由】 （前略） 発行された順に付された番号については、日ごと、発行場所ごと、証明書ごとでの連番とすること。 （後略）

3．住民記録システム標準仕様書修正内容（12/16）

凡例
青字下線：追加
赤字取消線：削除

■ 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
21	**民法改正に伴うエラー内容の修正** • 2022年4月1日の時点で既に16歳以上の女性は引き続き18歳未満でも結婚できることから、2024年4月1日以降から「18歳未満の続柄を「妻」と入力した場合」にエラーとする。	**11.1　エラー・アラート項目** ○ エラー項目一覧 16 / 日本人について、16歳未満の続柄を「妻」と入力した場合 ※2024~~2~~年4月1日以降は18歳 / 16歳未満のため、妻を選択することはできません。 ※2024~~2~~年4月1日以降は18歳 / 1.1.11 【考え方・理由】 16 / （前略） ※民法改正により2022年4月1日以降は18歳に引き上げとなるが、~~ことに留意~~2022年4月1日の時点で既に16歳以上の女性は引き続き18歳未満でも結婚することができるとされていることも鑑み、2024年4月1日以降に18歳未満の場合エラーとする。
22	**事務処理要領改訂に伴うエラー内容の追加** • 事務処理要領第4-2-(2)-ウにて追加となった内容に伴い、アラートを盛り込む。	**11.1　エラー・アラート項目** ○ アラート項目一覧 新規追加 / 既に住所を有する住民がいる住所に、転入又は転居の登録をした場合 / 既に住所を有する住民がいます。 必要に応じ届出者に対して状況の確認をしてください。 / 4.1.1、4.1.2 【考え方・理由】 新規追加 / 事務処理要領第4-2-(2)-ウにて「新住所に既に住所を有する住民がいることが判明したときは、必要に応じて、届出者に対してその状況を聞き取り、当該住民に承諾を得ているか等を確認することが適当」とされているため。

3．住民記録システム標準仕様書修正内容（13/16）

凡例
青字下線：追加
赤字取消線：削除

■ 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
23	**想定されないアラートの削除** • 支援対象者の住所は加害者へは開示しないため、通常加害者が支援対象者の住所を把握していることは考えにくいため当該アラートを削除する。	**11.1　エラー・アラート項目** ○ アラート項目一覧 ~~23~~ ~~加害者である法定代理人が、支援対象者と併せて支援を求める者（未成年）の転出届を行う場合で、転出処理を確定しようとした場合~~ 加害者が支援対象者と併せて支援を求める者の転出届を行おうとしています。加害者に支援対象者の住所が漏えいする可能性があります。このまま処理を継続しますか。 ~~3.4~~ 【考え方・理由】 ~~23~~ ~~異動届が正当なものであれば、当該届を受理しないことは不可能であり、支援措置の限界事例として、当該届を受理しないでほしい旨の申請を受け付けるのではなく、事例が発生した際には父母両者への聴取や転出地市区町村から転入地市区町村へ転出証明書を直接送付してもらうなど、多様な事例に応じて個別の対応が必要となることからアラートとした。~~
24	**アラート項目における留意事項追記** • 同一の住所の表示であったとしても家屋が異なることがあるため留意が必要である旨を追記する。	**11.1　エラー・アラート項目** 【考え方・理由】 34 事務処理要領第4-2-(2)-ウにて「新住所に既に住所を有する住民がいることが判明したときは、必要に応じて、届出者に対してその状況を聞き取り、当該住民に承諾を得ているか等を確認することが適当」とされているため。 ※小規模分譲地の一戸建て等、複数の家屋で同一の住居番号が付番されているケースがあることに留意すること。
25	**除票レイアウトの基準日補記** • 「本仕様書」表記がわかりにくいものとなっていたため「標準化基準」に修正する。 ※標準化基準の施行日は、現時点では令和７年度末を想定。	**20.0.1 様式・帳票全般** 【実装すべき機能】 (1) 以下の様式・帳票について、以降で示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。 （中略） ※ 住民票の除票の写し（20.1.4参照）及び住民票除票記載事項証明書（20.1.2参照）については、標準化基準~~本仕様書~~施行前に除票となったものについては、この限りでない。 （後略）

3．住民記録システム標準仕様書修正内容（14/16）

凡例
青字下線：追加
赤字取消線：削除

■ 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
26	**帳票（実装してもしなくても良い機能）の追加** • 本人通知機能に関する帳票が記載されていなかったため追加する。	**20.0.1 様式・帳票全般** 【実装してもしなくても良い機能】 （中略） ・本人通知期間満了通知 ・住民票の写し等交付通知書
27	**異動履歴の記載順方針変更** • 特別の請求又は必要である旨の申出がある場合のみ表示する項目に関する異動履歴は、当該項目が表示されるときのみ記載することに変更する。 • 異動履歴については「異動日」順ではなく「届出日」順に変更する。	**20.0.3 異動履歴の記載** 【実装すべき機能】 住民票の写し（世帯連記式でないものに限る。）（20.1.1参照）、住民票記載事項証明書及び住民票除票記載事項証明書（20.1.2参照）、住民票の除票の写し（20.1.4参照）には、異動履歴を記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。ただし、特別の請求又は必要である旨の申出に基づき表示する項目に関する異動履歴については、異動履歴の特別の請求又は必要である旨の申出があった場合でも、デフォルトでは省略とし、市区町村長の判断で当該項目自体を表示する場合にのみ記載すること。 なお、記載に当たっては、届出~~異動~~日又は職権処理日が新しい履歴から古い履歴の順に記載すること。 （後略）
28	**除票DB項目の追加** • 除票DBから住民票の除票の写しを発行する際に必要な項目のため、項目を追加する。	**30.1　データ構造** 【除票用データベース】（追加項目抜粋） ・国民年金の種別の変更があった年月日 ・氏名（カタカナ） ・（特別永住者の場合）　特別永住者証明書の番号 ・（一時庇護許可者の場合）上陸期間 ・（仮滞在者の場合）　仮滞在期間

3．住民記録システム標準仕様書修正内容（15/16）

凡例
青字下線：追加
赤字取消線：削除

■ 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	住民記録システム標準仕様書修正内容
29	**20.3.2 転出証明書** **20.3.3 転出証明書に準ずる証明書**

転出証明書

届出日			転出予定年月日		
転出先住所					
転出前住所					
転出前の世帯主					

1	氏名		個人番号		
			住民票コード		
			生年月日		
	旧氏		性別		続柄
	本籍		住所を定めた年月日		
			筆頭者		
	＊＊＊		＊＊＊		
	＊＊＊		＊＊＊		
4	氏名		個人番号		
			住民票コード		
			生年月日		
	旧氏		性別		続柄
	本籍		住所を定めた年月日		
			筆頭者		
	＊＊＊		＊＊＊		
	＊＊＊		＊＊＊		

該当	国民健康保険資格	国民年金		児童手当	介護保険	後期高齢者医療保険
		基礎年金番号	種別			
1						
2						
3						
4						

■修正内容
・転出証明書及び転出証明書に準ずる証明書の記載事項に「住民基本台帳カード及び個人番号カードの有無」は法令上規定されていないため、当該項目を削除

3．住民記録システム標準仕様書修正内容（16/16）

■ 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容
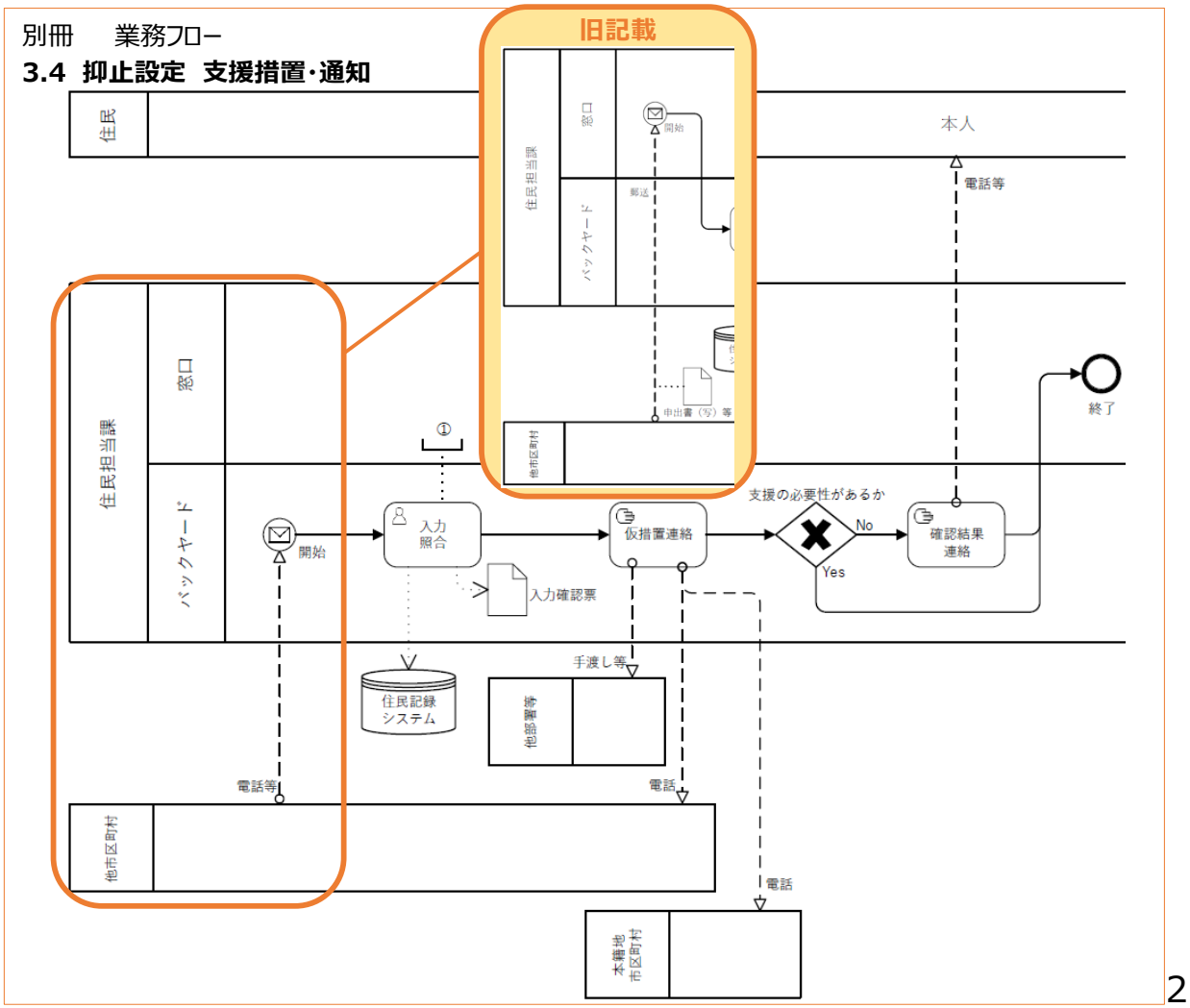
#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
30	**支援措置通知フロー開始内容の修正** • 他市区町村から情報を受領する担当を「窓口」としていたが、住民の受付に関わらないため「バックヤード」に変更する。 • 令和３年12月14日に提示した質疑応答において、仮支援措置に係る転送受付市区町村への連絡については「電話等」ににより実施することが適当とされていることから、「郵送」の表記から「電話等」に変更する。